

要介護認定調査をスムーズに行うためのお願い

- ① 調査にお伺いするまでに、骨折や入院などで身体の状況が変わられたり、施設入所、転居などで生活環境が変わられた場合には、必ずご連絡をお願いします。適切な調査実施のため、日程の変更をお願いする場合があります。
- ② 感染症予防のため、マスク着用にご協力ください。
また、発熱がある場合は感染症予防の観点から調査を行うことができませんので、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。
- ③ 調査時はご本人の日常生活をよくご存じの方に、できるだけ同席をお願いします。
- ④ 調査は、ご本人が日中一番よく過ごしている場所(居室・施設等)で行わせていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 調査中には、実際に動作を行って確認する項目があります。痛み等があり動作をすることが難しい場合は、無理に動作をせず調査員にお知らせください。
- ⑥ 要介護認定は本人にかかる「介護の手間」で判定されますので、食事・排泄・着替えなど、日常の介護の内容については、できるだけ具体的に調査員にお伝えください。
- ⑦ 市の調査員ではなく、契約事業者の調査員が伺う場合があります。市の調査員をご希望の場合は、あらかじめご相談ください。
- ⑧ 調査時には、ペットをケージに入れるか、別室に移動するなど、ご配慮をお願いいたします。
- ⑨ 認定調査中の録画・録音はプライバシー保護の観点からご遠慮いただきますようお願いいたします。

※認定結果が出る前に介護サービス(介護用ベッドのレンタル、訪問介護など)を利用されますと、利用料が全額負担となる場合(結果が非該当になった場合や、調査前にご本人がお亡くなりになった場合など)があります。あらかじめ担当ケアマネジャー等と相談をお願いします。

ご不明なことがありましたら下記連絡先までご連絡ください。
適正な要介護認定調査の実施のため、ご協力をお願いいたします。

☎問い合わせ先
和歌山市役所 介護保険課 認定調査班
073-435-1336